

保健医療計画素案（H29.11.15）からの主な変更点

1 基本的事項

- ・ 基準病床数の整備にかかる基本的な考え方を記載するとともに、一般・療養病床及び精神病床の調整中（H29.12.8 時点）の病床数を記載した。
- ・ 感染症病床と結核病床の基準病床数を記載した。
- ・ 医療施設・医療従事者の状況に「薬局数」を追記した。

2 5事業5疾病

【精神科救急】【周産期医療】

- ・ 精神疾患を有する妊産婦については、救急搬送先の選定が円滑に進まない場合があるため、その対応策を今後検討する旨、施策に追記した。
- ・ 精神科救急医療体制の連携図を追記した。

【災害時医療】【周産期医療】

- ・ 災害時小児周産期リエゾンについては、災害発生時に県保健医療調整本部に参集可能な医師を指定する施策を新たに追記した。

【がん】

- ・ がん診療連携拠点病院等が、県歯科医師会等と連携し、医療従事者に対しがん患者の口腔機能管理に関する意識を高めるための普及啓発や医科歯科連携の仕組みづくりに取り組むことを新たに追記した。
- ・ 在宅医療を希望するがん患者に対する適切な支援について新たに追記した。

【精神疾患】

- ・ 高齢者対策と整合を図った認知症対策を追記した。

3 未病対策の推進

- ・ 未病を改善する取組の推進について、内容を記載するとともに、認知症未病対策にかかる記載を新たに追加した。
- ・ こころの未病対策について、「神奈川県自殺対策推進計画」と整合を図るとともに、「うつ病等精神疾患の予防」について新たに追記した。
- ・ 歯科保健対策の節を設けた。

4 高齢者対策、認知症対策、アレルギー疾患対策

- ・ 骨子から内容を新たに追記した。

5 その他

- ・ 第4回推進会議における意見について、目標値を中心に反映した。